

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	人 事 課
◎ 告 示	
・一般競争入札の参加者の資格等	管 財 課
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）	障 害 福 祉 課
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（2件）	"
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更	"
・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	水 産 経 営 課
・漁業災害補償法に基づく加入区設定の一部改正	"
・保安林の指定の予定（3件）	林 政 課
・洪水浸水想定区域の指定の変更及び指定	河 川 課
・急傾斜地崩壊危険区域の指定	砂 防 課
◎ 公 告	
・一般競争入札の実施	管 財 課
・大規模小売店舗の新設の届出	経 営 支 援 課
・開発行為に関する工事の完了（2件）	建 築 課
・一般競争入札の実施	警 察 本 部 会 計 課
◎ 監査委員公表	
・令和5年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置の公表	監 査 事 務 局
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施	長 崎 県 公 立 大 学 法 人

規 則

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月22日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第37号

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則
(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 現業職員の給与に関する規則（昭和32年長崎県規則第81号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																																																																																																																								
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日（条例第9条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 職員のうち、次の表の左欄に掲げるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、次の表の右欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第1項の期末手当基礎額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員</th> <th style="text-align: center;">加算割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3級以上の職員、2級53号給以上の職員及び定年前再任用短時間勤務職員</td> <td style="text-align: center;">100分の5</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が一般職員の例により定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日（条例第10条に規定する基準日をいう。次項において同じ。）現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>2及び3 略</p> <p>別表第1（第2条関係） 現業職給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員 の区 分</th> <th rowspan="2">職務 の級 号給</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>146,800</u></td> <td style="text-align: right;"><u>183,300</u></td> <td style="text-align: right;"><u>213,600</u></td> <td style="text-align: right;"><u>238,300</u></td> <td style="text-align: right;"><u>284,700</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>147,600</u></td> <td style="text-align: right;"><u>184,600</u></td> <td style="text-align: right;"><u>215,100</u></td> <td style="text-align: right;"><u>239,800</u></td> <td style="text-align: right;"><u>286,600</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>148,400</u></td> <td style="text-align: right;"><u>185,800</u></td> <td style="text-align: right;"><u>216,600</u></td> <td style="text-align: right;"><u>241,300</u></td> <td style="text-align: right;"><u>288,500</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>149,200</u></td> <td style="text-align: right;"><u>187,000</u></td> <td style="text-align: right;"><u>218,100</u></td> <td style="text-align: right;"><u>242,800</u></td> <td style="text-align: right;"><u>290,400</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5</td> <td style="text-align: right;"><u>149,900</u></td> <td style="text-align: right;"><u>187,800</u></td> <td style="text-align: right;"><u>219,100</u></td> <td style="text-align: right;"><u>243,300</u></td> <td style="text-align: right;"><u>291,800</u></td> </tr> </tbody> </table>	職員	加算割合	3級以上の職員、2級53号給以上の職員及び定年前再任用短時間勤務職員	100分の5	略		職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の		円	円	円	円	円		1	<u>146,800</u>	<u>183,300</u>	<u>213,600</u>	<u>238,300</u>	<u>284,700</u>		2	<u>147,600</u>	<u>184,600</u>	<u>215,100</u>	<u>239,800</u>	<u>286,600</u>		3	<u>148,400</u>	<u>185,800</u>	<u>216,600</u>	<u>241,300</u>	<u>288,500</u>		4	<u>149,200</u>	<u>187,000</u>	<u>218,100</u>	<u>242,800</u>	<u>290,400</u>		5	<u>149,900</u>	<u>187,800</u>	<u>219,100</u>	<u>243,300</u>	<u>291,800</u>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日（条例第9条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 職員のうち、次の表の左欄に掲げるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、次の表の右欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第1項の期末手当基礎額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員</th> <th style="text-align: center;">加算割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3級以上の職員、2級53号給以上の職員及び再任用職員</td> <td style="text-align: center;">100分の5</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が一般職員の例により定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日（条例第10条に規定する基準日をいう。次項において同じ。）現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>2及び3 略</p> <p>別表第1（第2条関係） 現業職給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員 の区 分</th> <th rowspan="2">職務 の級 号給</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>134,800</u></td> <td style="text-align: right;"><u>174,000</u></td> <td style="text-align: right;"><u>208,400</u></td> <td style="text-align: right;"><u>234,000</u></td> <td style="text-align: right;"><u>282,800</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>135,600</u></td> <td style="text-align: right;"><u>175,500</u></td> <td style="text-align: right;"><u>209,900</u></td> <td style="text-align: right;"><u>235,600</u></td> <td style="text-align: right;"><u>284,700</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>136,400</u></td> <td style="text-align: right;"><u>177,000</u></td> <td style="text-align: right;"><u>211,400</u></td> <td style="text-align: right;"><u>237,200</u></td> <td style="text-align: right;"><u>286,600</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>137,200</u></td> <td style="text-align: right;"><u>178,500</u></td> <td style="text-align: right;"><u>212,900</u></td> <td style="text-align: right;"><u>238,800</u></td> <td style="text-align: right;"><u>288,500</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5</td> <td style="text-align: right;"><u>137,900</u></td> <td style="text-align: right;"><u>179,600</u></td> <td style="text-align: right;"><u>213,900</u></td> <td style="text-align: right;"><u>239,400</u></td> <td style="text-align: right;"><u>290,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	職員	加算割合	3級以上の職員、2級53号給以上の職員及び再任用職員	100分の5	略		職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の		円	円	円	円	円		1	<u>134,800</u>	<u>174,000</u>	<u>208,400</u>	<u>234,000</u>	<u>282,800</u>		2	<u>135,600</u>	<u>175,500</u>	<u>209,900</u>	<u>235,600</u>	<u>284,700</u>		3	<u>136,400</u>	<u>177,000</u>	<u>211,400</u>	<u>237,200</u>	<u>286,600</u>		4	<u>137,200</u>	<u>178,500</u>	<u>212,900</u>	<u>238,800</u>	<u>288,500</u>		5	<u>137,900</u>	<u>179,600</u>	<u>213,900</u>	<u>239,400</u>	<u>290,000</u>
職員	加算割合																																																																																																																								
3級以上の職員、2級53号給以上の職員及び定年前再任用短時間勤務職員	100分の5																																																																																																																								
略																																																																																																																									
職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級																																																																																																																			
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																																																																																			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の		円	円	円	円	円																																																																																																																			
	1	<u>146,800</u>	<u>183,300</u>	<u>213,600</u>	<u>238,300</u>	<u>284,700</u>																																																																																																																			
	2	<u>147,600</u>	<u>184,600</u>	<u>215,100</u>	<u>239,800</u>	<u>286,600</u>																																																																																																																			
	3	<u>148,400</u>	<u>185,800</u>	<u>216,600</u>	<u>241,300</u>	<u>288,500</u>																																																																																																																			
	4	<u>149,200</u>	<u>187,000</u>	<u>218,100</u>	<u>242,800</u>	<u>290,400</u>																																																																																																																			
	5	<u>149,900</u>	<u>187,800</u>	<u>219,100</u>	<u>243,300</u>	<u>291,800</u>																																																																																																																			
職員	加算割合																																																																																																																								
3級以上の職員、2級53号給以上の職員及び再任用職員	100分の5																																																																																																																								
略																																																																																																																									
職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級																																																																																																																			
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																																																																																			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の		円	円	円	円	円																																																																																																																			
	1	<u>134,800</u>	<u>174,000</u>	<u>208,400</u>	<u>234,000</u>	<u>282,800</u>																																																																																																																			
	2	<u>135,600</u>	<u>175,500</u>	<u>209,900</u>	<u>235,600</u>	<u>284,700</u>																																																																																																																			
	3	<u>136,400</u>	<u>177,000</u>	<u>211,400</u>	<u>237,200</u>	<u>286,600</u>																																																																																																																			
	4	<u>137,200</u>	<u>178,500</u>	<u>212,900</u>	<u>238,800</u>	<u>288,500</u>																																																																																																																			
	5	<u>137,900</u>	<u>179,600</u>	<u>213,900</u>	<u>239,400</u>	<u>290,000</u>																																																																																																																			

職員	6	150,700	189,200	220,600	244,800	293,600	職員	6	138,700	181,100	215,400	241,000	291,800
	7	151,500	190,600	222,100	246,300	295,400		7	139,500	182,600	216,900	242,600	293,600
	8	152,300	192,000	223,600	247,800	297,200		8	140,300	184,100	218,400	244,200	295,400
	9	153,000	193,000	223,900	248,500	298,500		9	141,000	185,300	218,700	245,100	296,800
	10	154,100	194,400	225,400	250,100	300,200		10	142,100	186,900	220,200	246,800	298,500
	11	155,200	195,800	226,800	251,700	301,800		11	143,200	188,500	221,700	248,500	300,200
	12	156,300	197,200	228,300	253,200	303,500		12	144,300	190,100	223,200	250,200	301,900
	13	157,300	198,100	228,700	253,500	304,400		13	145,300	191,300	223,700	250,500	302,900
	14	158,500	199,500	230,200	255,100	306,000		14	146,500	192,900	225,200	252,200	304,500
	15	159,700	200,800	231,700	256,700	307,500		15	147,700	194,500	226,800	253,900	306,100
	16	160,900	202,100	233,300	258,300	309,100		16	148,900	196,100	228,400	255,600	307,700
	17	161,600	203,100	233,500	259,000	310,100		17	149,600	197,400	228,700	256,500	308,800
	18	162,800	204,600	235,000	260,700	311,700		18	150,800	199,000	230,300	258,200	310,400
	19	164,000	206,100	236,400	262,300	313,200		19	152,000	200,600	231,900	259,900	312,000
	20	165,000	207,600	237,800	264,000	314,800		20	153,200	202,200	233,500	261,600	313,600
	21	165,700	208,400	238,000	265,300	315,900		21	154,100	203,200	233,700	263,000	314,800
	22	166,900	210,000	239,500	267,000	317,400		22	155,300	204,800	235,300	264,700	316,300
	23	168,100	211,600	241,000	268,600	318,900		23	156,500	206,400	236,900	266,400	317,800
	24	169,300	213,200	242,500	270,300	320,400		24	157,700	208,000	238,500	268,100	319,300
	25	169,900	214,400	243,100	271,500	321,800		25	158,400	209,200	239,200	269,400	320,800
	26	171,200	216,000	244,600	273,200	323,200		26	159,700	210,800	240,800	271,100	322,200
	27	172,400	217,600	246,100	274,800	324,600		27	161,000	212,400	242,400	272,800	323,600
	28	173,700	219,200	247,600	276,500	326,000		28	162,300	214,000	244,000	274,500	325,000
	29	174,400	219,800	248,300	277,700	326,900		29	163,100	214,600	244,900	275,800	325,900
	30	175,400	221,500	249,800	279,500	328,200		30	164,500	216,300	246,500	277,600	327,200
	31	176,400	223,100	251,300	281,300	329,500		31	165,900	218,000	248,100	279,400	328,500
	32	177,300	224,800	252,800	283,100	330,800		32	167,300	219,700	249,700	281,200	329,800
	33	177,500	225,400	253,200	284,000	331,800		33	167,500	220,400	250,200	282,100	330,800
	34	178,700	227,100	254,800	285,900	332,900		34	168,900	222,100	251,900	284,000	331,900
	35	179,900	228,800	256,400	287,800	334,000		35	170,300	223,900	253,600	285,900	333,000
	36	181,100	230,600	258,000	289,700	335,100		36	171,700	225,700	255,300	287,800	334,100
	37	182,000	231,100	258,600	291,100	335,900		37	172,700	226,300	256,100	289,300	334,900
	38	183,300	232,700	260,300	292,900	336,900		38	174,200	228,100	257,800	291,100	335,900
	39	184,500	234,300	261,900	294,700	337,900		39	175,700	229,900	259,500	292,900	336,900
	40	185,700	236,000	263,600	296,500	338,900		40	177,200	231,700	261,200	294,700	337,900
	41	186,600	236,300	264,800	297,900	339,400		41	178,400	232,000	262,500	296,200	338,400
	42	188,000	238,000	266,500	299,700	340,200		42	179,900	233,800	264,200	298,000	339,200
	43	189,400	239,700	268,100	301,400	341,000		43	181,400	235,600	265,900	299,800	340,000
	44	190,800	241,400	269,800	303,200	341,800		44	182,900	237,400	267,600	301,600	340,800
	45	191,800	241,900	271,000	304,000	342,300		45	184,100	238,000	268,900	302,500	341,300
	46	193,200	243,500	272,700	305,600	343,100		46	185,700	239,700	270,600	304,100	342,100
	47	194,600	245,100	274,300	307,100	343,900		47	187,300	241,400	272,300	305,700	342,900
	48	196,000	246,700	276,000	308,700	344,700		48	188,900	243,100	274,000	307,300	343,700
	49	197,100	247,500	277,100	309,800	345,300		49	190,300	244,100	275,200	308,500	344,300
	50	198,600	249,100	278,900	311,400	346,100		50	192,000	245,800	277,000	310,100	345,100
	51	200,000	250,700	280,700	312,900	346,900		51	193,700	247,500	278,800	311,700	345,900
	52	201,400	252,300	282,500	314,500	347,700		52	195,400	249,200	280,600	313,300	346,700
	53	202,400	252,800	283,500	315,500	348,300		53	196,700	249,800	281,600	314,400	347,300

54	<u>204,100</u>	<u>254,400</u>	<u>285,400</u>	<u>317,000</u>	<u>348,800</u>	54	<u>198,500</u>	<u>251,500</u>	<u>283,500</u>	<u>315,900</u>	<u>347,800</u>
55	<u>205,800</u>	<u>256,000</u>	<u>287,300</u>	<u>318,500</u>	<u>349,300</u>	55	<u>200,300</u>	<u>253,200</u>	<u>285,400</u>	<u>317,400</u>	<u>348,300</u>
56	<u>207,500</u>	<u>257,600</u>	<u>289,200</u>	<u>320,000</u>	<u>349,800</u>	56	<u>202,100</u>	<u>254,900</u>	<u>287,300</u>	<u>318,900</u>	<u>348,800</u>
57	<u>208,300</u>	<u>258,400</u>	<u>290,900</u>	<u>321,200</u>	<u>350,400</u>	57	<u>203,100</u>	<u>255,900</u>	<u>289,100</u>	<u>320,200</u>	<u>349,400</u>
58	<u>209,900</u>	<u>260,000</u>	<u>292,700</u>	<u>322,500</u>	<u>350,900</u>	58	<u>204,700</u>	<u>257,500</u>	<u>290,900</u>	<u>321,500</u>	<u>349,900</u>
59	<u>211,500</u>	<u>261,500</u>	<u>294,500</u>	<u>323,800</u>	<u>351,400</u>	59	<u>206,300</u>	<u>259,100</u>	<u>292,700</u>	<u>322,800</u>	<u>350,400</u>
60	<u>213,100</u>	<u>263,100</u>	<u>296,300</u>	<u>325,100</u>	<u>351,900</u>	60	<u>207,900</u>	<u>260,700</u>	<u>294,500</u>	<u>324,100</u>	<u>350,900</u>
61	<u>214,300</u>	<u>264,500</u>	<u>297,600</u>	<u>326,100</u>	<u>352,500</u>	61	<u>209,100</u>	<u>262,200</u>	<u>295,900</u>	<u>325,100</u>	<u>351,500</u>
62	<u>215,900</u>	<u>266,100</u>	<u>299,300</u>	<u>327,300</u>	<u>353,000</u>	62	<u>210,700</u>	<u>263,800</u>	<u>297,600</u>	<u>326,300</u>	<u>352,000</u>
63	<u>217,500</u>	<u>267,600</u>	<u>300,900</u>	<u>328,500</u>	<u>353,500</u>	63	<u>212,300</u>	<u>265,400</u>	<u>299,300</u>	<u>327,500</u>	<u>352,500</u>
64	<u>219,100</u>	<u>269,200</u>	<u>302,600</u>	<u>329,700</u>	<u>354,000</u>	64	<u>213,900</u>	<u>267,000</u>	<u>301,000</u>	<u>328,700</u>	<u>353,000</u>
65	<u>219,600</u>	<u>270,300</u>	<u>303,700</u>	<u>330,700</u>	<u>354,600</u>	65	<u>214,400</u>	<u>268,200</u>	<u>302,200</u>	<u>329,700</u>	<u>353,600</u>
66	<u>221,000</u>	<u>271,800</u>	<u>305,300</u>	<u>331,700</u>	<u>355,100</u>	66	<u>215,800</u>	<u>269,700</u>	<u>303,800</u>	<u>330,700</u>	<u>354,100</u>
67	<u>222,300</u>	<u>273,200</u>	<u>306,800</u>	<u>332,700</u>	<u>355,600</u>	67	<u>217,200</u>	<u>271,200</u>	<u>305,400</u>	<u>331,700</u>	<u>354,600</u>
68	<u>223,700</u>	<u>274,700</u>	<u>308,400</u>	<u>333,700</u>	<u>356,100</u>	68	<u>218,600</u>	<u>272,700</u>	<u>307,000</u>	<u>332,700</u>	<u>355,100</u>
69	<u>224,100</u>	<u>275,500</u>	<u>309,300</u>	<u>334,500</u>	<u>356,700</u>	69	<u>219,100</u>	<u>273,600</u>	<u>308,000</u>	<u>333,500</u>	<u>355,700</u>
70	<u>225,400</u>	<u>277,000</u>	<u>310,900</u>	<u>335,400</u>	<u>357,200</u>	70	<u>220,400</u>	<u>275,100</u>	<u>309,600</u>	<u>334,400</u>	<u>356,200</u>
71	<u>226,700</u>	<u>278,500</u>	<u>312,400</u>	<u>336,300</u>	<u>357,700</u>	71	<u>221,800</u>	<u>276,600</u>	<u>311,200</u>	<u>335,300</u>	<u>356,700</u>
72	<u>228,100</u>	<u>280,000</u>	<u>314,000</u>	<u>337,200</u>	<u>358,200</u>	72	<u>223,200</u>	<u>278,100</u>	<u>312,800</u>	<u>336,200</u>	<u>357,200</u>
73	<u>228,400</u>	<u>280,700</u>	<u>314,900</u>	<u>337,900</u>	<u>358,800</u>	73	<u>223,600</u>	<u>278,800</u>	<u>313,800</u>	<u>336,900</u>	<u>357,800</u>
74	<u>229,600</u>	<u>282,100</u>	<u>316,300</u>	<u>338,700</u>	<u>359,300</u>	74	<u>224,900</u>	<u>280,200</u>	<u>315,200</u>	<u>337,700</u>	<u>358,300</u>
75	<u>230,700</u>	<u>283,500</u>	<u>317,700</u>	<u>339,500</u>	<u>359,800</u>	75	<u>226,200</u>	<u>281,600</u>	<u>316,600</u>	<u>338,500</u>	<u>358,800</u>
76	<u>231,800</u>	<u>284,900</u>	<u>319,100</u>	<u>340,300</u>	<u>360,300</u>	76	<u>227,500</u>	<u>283,000</u>	<u>318,000</u>	<u>339,300</u>	<u>359,300</u>
77	<u>232,000</u>	<u>286,100</u>	<u>320,200</u>	<u>341,000</u>	<u>360,900</u>	77	<u>227,700</u>	<u>284,300</u>	<u>319,200</u>	<u>340,000</u>	<u>359,900</u>
78	<u>233,200</u>	<u>287,500</u>	<u>321,500</u>	<u>341,800</u>	<u>361,400</u>	78	<u>228,900</u>	<u>285,700</u>	<u>320,500</u>	<u>340,800</u>	<u>360,400</u>
79	<u>234,400</u>	<u>288,900</u>	<u>322,800</u>	<u>342,600</u>	<u>361,900</u>	79	<u>230,100</u>	<u>287,100</u>	<u>321,800</u>	<u>341,600</u>	<u>360,900</u>
80	<u>235,600</u>	<u>290,300</u>	<u>324,100</u>	<u>343,400</u>	<u>362,400</u>	80	<u>231,300</u>	<u>288,500</u>	<u>323,100</u>	<u>342,400</u>	<u>361,400</u>
81	<u>236,300</u>	<u>291,200</u>	<u>325,000</u>	<u>344,000</u>	<u>363,000</u>	81	<u>232,000</u>	<u>289,500</u>	<u>324,000</u>	<u>343,000</u>	<u>362,000</u>
82	<u>237,300</u>	<u>292,300</u>	<u>326,100</u>	<u>344,700</u>	<u>363,500</u>	82	<u>233,000</u>	<u>290,600</u>	<u>325,100</u>	<u>343,700</u>	<u>362,500</u>
83	<u>238,200</u>	<u>293,400</u>	<u>327,200</u>	<u>345,400</u>	<u>364,000</u>	83	<u>234,000</u>	<u>291,700</u>	<u>326,200</u>	<u>344,400</u>	<u>363,000</u>
84	<u>239,100</u>	<u>294,500</u>	<u>328,300</u>	<u>346,100</u>	<u>364,500</u>	84	<u>235,000</u>	<u>292,800</u>	<u>327,300</u>	<u>345,100</u>	<u>363,500</u>
85	<u>240,000</u>	<u>295,700</u>	<u>329,200</u>	<u>346,700</u>	<u>365,100</u>	85	<u>236,000</u>	<u>294,000</u>	<u>328,200</u>	<u>345,700</u>	<u>364,100</u>
86	<u>240,900</u>	<u>296,700</u>	<u>330,200</u>	<u>347,200</u>	<u>365,600</u>	86	<u>237,000</u>	<u>295,000</u>	<u>329,200</u>	<u>346,200</u>	<u>364,600</u>
87	<u>241,800</u>	<u>297,600</u>	<u>331,200</u>	<u>347,700</u>	<u>366,100</u>	87	<u>238,000</u>	<u>296,000</u>	<u>330,200</u>	<u>346,700</u>	<u>365,100</u>
88	<u>242,700</u>	<u>298,600</u>	<u>332,200</u>	<u>348,200</u>	<u>366,600</u>	88	<u>239,000</u>	<u>297,000</u>	<u>331,200</u>	<u>347,200</u>	<u>365,600</u>
89	<u>242,800</u>	<u>298,900</u>	<u>332,900</u>	<u>348,700</u>	<u>367,200</u>	89	<u>239,100</u>	<u>297,400</u>	<u>331,900</u>	<u>347,700</u>	<u>366,200</u>
90	<u>243,700</u>	<u>299,800</u>	<u>333,700</u>	<u>349,200</u>	<u>367,700</u>	90	<u>240,000</u>	<u>298,300</u>	<u>332,700</u>	<u>348,200</u>	<u>366,700</u>
91	<u>244,500</u>	<u>300,700</u>	<u>334,500</u>	<u>349,700</u>	<u>368,200</u>	91	<u>240,900</u>	<u>299,200</u>	<u>333,500</u>	<u>348,700</u>	<u>367,200</u>
92	<u>245,300</u>	<u>301,600</u>	<u>335,300</u>	<u>350,200</u>	<u>368,700</u>	92	<u>241,800</u>	<u>300,100</u>	<u>334,300</u>	<u>349,200</u>	<u>367,700</u>
93	<u>245,800</u>	<u>302,300</u>	<u>335,800</u>	<u>350,700</u>	<u>369,300</u>	93	<u>242,400</u>	<u>300,800</u>	<u>334,800</u>	<u>349,700</u>	<u>368,300</u>
94	<u>246,400</u>	<u>303,000</u>	<u>336,500</u>			94	<u>243,100</u>	<u>301,500</u>	<u>335,500</u>		
95	<u>247,000</u>	<u>303,600</u>	<u>337,200</u>			95	<u>243,800</u>	<u>302,200</u>	<u>336,200</u>		
96	<u>247,600</u>	<u>304,300</u>	<u>337,900</u>			96	<u>244,500</u>	<u>302,900</u>	<u>336,900</u>		
97	<u>247,700</u>	<u>304,400</u>	<u>338,200</u>			97	<u>244,600</u>	<u>303,100</u>	<u>337,200</u>		
98	<u>248,200</u>	<u>305,000</u>	<u>338,800</u>			98	<u>245,100</u>	<u>303,700</u>	<u>337,800</u>		
99	<u>248,600</u>	<u>305,600</u>	<u>339,400</u>			99	<u>245,600</u>	<u>304,300</u>	<u>338,400</u>		
100	<u>249,000</u>	<u>306,200</u>	<u>340,000</u>			100	<u>246,100</u>	<u>304,900</u>	<u>339,000</u>		
101	<u>249,400</u>	<u>306,800</u>	<u>340,500</u>			101	<u>246,600</u>	<u>305,500</u>	<u>339,500</u>		

102	249,900	307,300	341,100
103	250,300	307,800	341,700
104	250,700	308,300	342,300
105	251,000	308,900	342,500
106	251,400	309,400	343,000
107	251,800	309,800	343,500
108	252,200	310,200	344,000
109	252,500	310,300	344,300
110	252,800	310,800	
111	253,100	311,300	
112	253,400	311,800	
113	253,500	311,900	
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額		円 240,700

102	247,100	306,000	340,100
103	247,600	306,500	340,700
104	248,100	307,000	341,300
105	248,500	307,600	341,500
106	249,000	308,100	342,000
107	249,500	308,600	342,500
108	250,000	309,100	343,000
109	250,300	309,200	343,300
110	250,700	309,700	
111	251,100	310,200	
112	251,500	310,700	
113	251,600	310,800	
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額		円 239,700

別表第6 (第6条関係)

現業職給料表の給料の調整額の調整基本額表

職員の区分	職務の級	調整基本額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1級	8,100円。ただし、1号給6,606円、2号給6,642円、3号給6,178円、4号給6,714円、5号給6,745円、6号給6,781円、7号給6,817円、8号給6,853円、9号給6,885円、10号給6,934円、11号給6,984円、12号給7,033円、13号給7,078円、14号給7,132円、15号給7,186円、16号給7,240円、17号給7,272円、18号給7,326円、19号給7,380円、20号給7,425円、21号給7,456円、22号給7,510円、23号給7,564円、24号給7,618円、25号給7,645円、26号給7,704円、27号給7,758円、28号給7,816円、29号給7,848円、30号給7,893円、31号給7,938円、32号給7,978円、33号給7,987円、34号給8,041円、35号給8,095円
	2級	8,100円
	略	
略		

別表第6 (第6条関係)

現業職給料表の給料の調整額の調整基本額表

職員の区分	職務の級	調整基本額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1級	8,100円。ただし、1号給6,066円、2号給6,102円、3号給6,138円、4号給6,174円、5号給6,205円、6号給6,241円、7号給6,277円、8号給6,313円、9号給6,345円、10号給6,394円、11号給6,444円、12号給6,493円、13号給6,538円、14号給6,592円、15号給6,646円、16号給6,700円、17号給6,732円、18号給6,786円、19号給6,840円、20号給6,894円、21号給6,934円、22号給6,988円、23号給7,042円、24号給7,096円、25号給7,128円、26号給7,186円、27号給7,245円、28号給7,303円、29号給7,339円、30号給7,402円、31号給7,465円、32号給7,528円、33号給7,537円、34号給7,600円、35号給7,663円、36号給7,726円、37号給7,771円、38号給7,839円、39号給7,906円、40号給7,974円、41号給8,028円、42号給8,095円
	2級	8,100円。ただし、1号給7,830円、2号給7,897円、3号給7,965円、4号給8,032円、5号給8,082円
	略	
略		

第2条 現業職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日（条例第9条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が一般職員の例により定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日（条例第10条に規定する基準日をいう。次項において同じ。）現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日（条例第9条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が一般職員の例により定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日（条例第10条に規定する基準日をいう。次項において同じ。）現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>2及び3 略</p>

(現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（令和4年長崎県規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～3 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p><u>(退職手当の特例)</u></p> <p>4 <u>施行日以降に退職する職員の退職手当について、職員の退職手当に関する条例（昭和29年長崎県条例第8号。以下「条例」という。）及び改正後の規則に基づき計算した退職手当の額が、その職員が平成27年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その職員が同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、条例に基づき計算した退職手当の額（以下「改正前の退職手当の額」という。）に達しないこととなる場合は、当該職員の退職手当の額は、改正前の退職手当の額とする。</u></p> <p>5 <u>前項の場合において、同項の同日における給料月額は、平成27年3月31日における給料月額に100分の97.5を乗じて得た額と、退職手当の調整額は、職員の給与に関する条</u></p>

例等の一部を改正する条例（平成27年長崎県条例第33号）
第16条による改正前の条例第6条の4の規定により計算した額に100分の130を乗じて得た額として計算するものとする。

（現業会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正）

第4条 現業会計年度任用職員の給与に関する規則（令和2年長崎県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（現業会計年度任用職員の給与の改定）</p> <p>第21条 任期が3月以内の現業会計年度任用職員及び1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満である現業会計年度任用職員に支給する給与は、<u>現業規則を改正する規則が遡及して適用される場合であっても、当該規則が施行される日までの間においては、当該年度当初に施行されている現業規則の規定に基づき、これを支給する。</u></p>	<p>（現業会計年度任用職員の給与の改定）</p> <p>第21条 現業会計年度任用職員に支給する給与は、現業規則を改正する規則が施行された場合であっても、当該規則が施行された日の属する年度においては、<u>当該年度当初に施行されている現業規則の規定（年度当初に遡及して適用される規定を除く。）</u>に基づき、これを支給する。</p>

第5条 現業会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（現業会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第12条 任期が6月以上で、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上である現業会計年度任用職員に対して、<u>現業規則第19条の規定を準用し、期末手当を支給する。</u></p> <p>2 <u>6月1日を基準日とする期末手当を支給する場合において、現に会計年度任用職員として任用されている日の属する年度の前年度以前から引き続き会計年度任用職員の報酬等に関する条例の適用を受ける会計年度任用職員として前年度に在職した期間（同一の期間に2以上の重複する任用の期間がある場合にあつては、いずれか1の任用の期間）は、前項に規定する任期に含むものとする。</u></p> <p>3及び4 略</p> <p>（現業会計年度任用職員の勤勉手当）</p> <p>第12条の2 <u>任期が6月以上で、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上である現業会計年度任用職員に対して、現業規則第20条の規定を準用し、勤勉手当を支給する。</u></p> <p>2 <u>第12条第3項の規定は、前項の場合に準用する。</u></p> <p>3 <u>現業規則第20条第2項に定める勤勉手当基礎額は、前条第3項各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 略 （経過措置）</p> <p>2 施行日の前日（以下「基準日」という。）において法第3条第3項第3号に規定する特別職として報酬を月額で支給され、かつ、施行日において基準日と同一の職にパートタイム現業会計年度任用職員として新たに採用された職員で、施行日以降におけるその者の受ける給料月額（以下「新給料月額」という。）及びこれに対する地域手当の額により算出される年収額が基準日における報酬月額により算出される年収額（以下「旧年収額」という。）に達しないこととなる職員には、施行日から令和7年3月31日まで</p>	<p>（現業会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第12条 任期が6月以上で、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上である現業会計年度任用職員に対して、<u>現業規則第19条の規定を準用し、期末手当を支給する。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略 （経過措置）</p> <p>2 施行日の前日（以下「基準日」という。）において法第3条第3項第3号に規定する特別職として報酬を月額で支給され、かつ、施行日において基準日と同一の職にパートタイム現業会計年度任用職員として新たに採用された職員で、施行日以降におけるその者の受ける給料月額（以下「新給料月額」という。）及びこれに対する地域手当の額により算出される年収額が基準日における報酬月額により算出される年収額（以下「旧年収額」という。）に達しないこととなる職員には、施行日から令和7年3月31日まで</p>

の間、新給料月額のほか、旧年収額を16.50で除して得た額に、次の各号の当該職員に支給される地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合（地域手当が支給されない職員は100分の100）を乗じて得た額から新給料月額を差し引いた額を給料として支給する。

(1)～(7) 略
3及び4 略

の間、新給料月額のほか、旧年収額を14.40で除して得た額に、次の各号の当該職員に支給される地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合（地域手当が支給されない職員は100分の100）を乗じて得た額から新給料月額を差し引いた額を給料として支給する。

(1)～(7) 略
3及び4 略

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）及び第4条の規定による改正後の現業会計年度任用職員の給与に関する規則（以下「改正後の会計年度任用職員規則」という。）の規定は、令和5年4月1日（改正後の規則第19条第1項及び第2項並びに第20条第1項の規定にあっては、令和5年12月1日）から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の規則又は改正後の会計年度任用職員規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の現業職員の給与に関する規則、第4条の規定による現業会計年度任用職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規則又は改正後の会計年度任用職員規則の規定による給与の内払とみなす。

(退職手当の特例)

- 施行日以降に退職する職員の退職手当について、職員の退職手当に関する条例（昭和29年長崎県条例第8号。以下「条例」という。）及び改正後の規則に基づき計算した退職手当の額が、その職員が平成27年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その職員が同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、条例に基づき計算した退職手当の額（以下「改正前の退職手当の額」という。）に達しないこととなる場合は、当該職員の退職手当の額は、改正前の退職手当の額とする。
- 前項の場合において、同項の同日における給料月額は、平成27年3月31日における給料月額に100分の97.5を乗じて得た額と、退職手当の調整額は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年長崎県条例第33号）第16条による改正前の条例第6条の4の規定により計算した額に100分の130を乗じて得た額として計算するものとする。

告 示

長崎県告示第738号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和5年12月22日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

長崎県長崎地区で使用する電力、長崎県県北地区で使用する電力、長崎県県央・島原地区で使用する電力、長崎県庁舎で使用する電力及び長崎県五島地区で使用する電力

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (3) 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「資格審査申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 競争入札に付する事項に関し、原則として1年以上の営業実績を有しない者
 - (6) 県税又は消費税を滞納している者
 - (7) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期
この告示の日から、令和6年1月29日までの間（県の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。
 - (2) 資格審査申請書の入手方法
資格審査申請書は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県総務部管財課ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
 - (3) 資格審査申請書の提出方法
申請者は資格審査申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
 - ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)
 - ア 登記簿謄本
 - イ 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 - ア 本籍地の市町村の発行する身元（分）証明書
 - イ 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - ウ 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - ウ 県税に関し未納がないことを証明する証明書
 - エ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - オ 印鑑届（様式第2号）
 - カ 口座振替申込書（様式第3号）
 - キ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けていることを証する書類
 - ク その他知事が必要と認める書類
 - (4) 資格審査申請書等の作成に用いる言語
ア 資格審査申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類について外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
イ 資格審査申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
 - (5) 資格審査申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
（名称）長崎県総務部管財課
（電話）095-894-3000
（長崎県総務部管財課ホームページアドレス）<https://www.pref.nagasaki.lg.jp/section/kanzai/>
- 4 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書（様式第4号）により通知（郵送）する。
- 5 指名停止に関する報告
入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を含める）

条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。）以内に指名停止に関する報告書（様式第7号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のオ、カ及びク、4並びに5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する電力調達の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成26年長崎県告示第55号）に定める様式とする。

7 資格の整合

この告示による入札参加の資格があるものと決定された者については、長崎県が発注する電力調達の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成26年長崎県告示第55号）に基づく入札参加の資格を有するものと決定したものとみなす。

8 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月に実施する「長崎県が発注する電力調達の契約に係る競争入札参加資格の更新（平成26年長崎県告示第55号による）」の申請をすること。

9 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第739号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定した。

令和5年12月22日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人とみやす在宅クリニック	北松浦郡佐々町羽須和免953-1	令和5年8月1日

長崎県告示第740号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和5年12月22日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
ひいらぎ調剤薬局	長崎市若葉町14-12 中村ビル1階1FA	令和5年12月1日

長崎県告示第741号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和5年12月22日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
ばんしょ橋薬局	長崎市矢上町3-11	令和5年11月1日
富喜薬局	長崎市銀屋町1-15	令和5年11月1日
城間薬局	佐世保市城間町968	令和5年12月1日
万屋町調剤薬局	長崎市万屋町2番8号	令和5年12月1日

長崎県告示第742号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）として次のとおり指定を更新した。

令和5年12月22日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
さゆり会訪問看護ステーション	五島市下大津町550番地4	令和5年12月1日

長崎県告示第743号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

令和5年12月22日

長崎県知事 大石 賢吾

	指定医療機関の名称	所在地	変更年月日
新	変更なし	長崎市浜口町13-3	令和5年10月1日
旧	三星堂調剤薬局	長崎市浜口町13-8	

長崎県告示第744号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和5年12月22日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区	漁業の区分
五島第5加入区	小型定置漁業及び小型合併漁業
若松加入区	大型定置漁業

美津島町第4加入区	小型定置漁業（落し網を使用するものをいう。）及び大型定置漁業
-----------	--------------------------------

長崎県告示第745号

漁業災害補償法に基づく加入区を設定した告示（昭和49年長崎県告示第1988号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月22日

長崎県知事 大石 賢吾

2の表中

「

美津島町高浜加入区	美津島町高浜漁業協同組合の地区	1 小型合併漁業 2 しいらまき網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）及びいか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。） 3 はえなわ式あなごかご漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。） 4 小型定置漁業（落し網を使用するものをいう。）及び大型定置漁業 5 釣り・はえ縄漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）
-----------	-----------------	--

」

を

「

美津島町高浜加入区	美津島町高浜漁業協同組合の地区	1 小型合併漁業 2 いか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。） 3 はえなわ式あなごかご漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。） 4 小型定置漁業（落し網を使用するものをいう。）及び大型定置漁業 5 釣り・はえ縄漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）
-----------	-----------------	---

」

に改める。

長崎県告示第746号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和5年12月22日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所
平戸市飯良町字奥1206の1から1206の3まで、1207の1、字湯杭田1215の1、1215の3、1222の1、字勇僧頭1306、1314の1、1315、字岩下1343
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び平戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第747号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。
令和5年12月22日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所
平戸市草積町字上辺149の6・149の7・149の9・149の10・字齊田465（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び平戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第748号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。
令和5年12月22日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所
平戸市飯良町字大寄1808、1825の3
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び平戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第749号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第5項の規定により、二級河川川棚川水系野々川川、二級河川日宇川水系日宇川、二級河川小森川水系江永川及び二級河川小佐々川水系つづら川に係る洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域）を変更し、同条第2項第3号の規定により、次の河川に係る洪水浸水想定区域を定めたので、同条第4項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、長崎県土木部河川課及び県北振興局に備え置いて縦覧に供する。

令和5年12月22日

長崎県知事 大石 賢吾

番号	水系名	河川名
1	二級河川大明寺川水系	大明寺川
		殿井手川
		中山川

2	二級河川鳥加川水系	鳥加川
3	二級河川木場川水系	木場川
4	二級河川伊佐ノ浦川水系	伊佐ノ浦川
5	二級河川柚木川水系	柚木川
6	二級河川面高川水系	面高川
7	二級河川江川内川水系	江川内川
8	二級河川高地川水系	高地川
9	二級河川多以良川水系	多以良川
10	二級河川雪浦川水系	羽出川
		河通川
11	二級河川彼杵川水系	川内川
12	二級河川千綿川水系	千綿川
		塩鶴川
13	二級河川江の串川水系	江の串川
		瀬滝川
	二級河川串川水系	串川
14	二級河川川棚川水系	村木川
		井石川
		川内川
		志折川
		田別当川
		金屋川
		長野川
		猪乗川
		石木川
		皿山川
中尾川		
15	二級河川宮村川水系	宮村川
16	二級河川日宇川水系	犬尾川
		黒髪川
		山口川
		西龍川
		相浦川
		久保仁田川

17	二級河川相浦川水系	小川内川
		野中川
		里見川
		黄斑川
		高尾川
		大野川
		三本木川
		牟田川
		池野川
		小野川
		日野川
		新田川
18	二級河川金田川水系	金田川
19	二級河川小森川水系	鷹ノ巣川
		日出川
20	二級河川福石川水系	福石川
21	二級河川小佐々川水系	小佐々川
	二級河川竹田川水系	竹田川
22	二級河川上矢岳川水系	上矢岳川
23	二級河川佐々川水系	佐々川
		木場川
		高峰川
		福井川
		鍋田川
		路木場川
		北川内川
24	二級河川江迎川水系	嘉例川
		山の田川
	二級河川鹿町川水系	鹿町川
		杉谷川
25	二級河川大加勢川水系	大加勢川
26	二級河川今福川水系	今福川
	二級河川人柱川水系	人柱川
27	二級河川調川川水系	調川川

28	二級河川竜尾川水系	竜尾川
29	二級河川坂瀬川水系	坂瀬川
30	二級河川悪太郎川水系	悪太郎川
31	二級河川安満川水系	安満川
	二級河川中川水系	中川 宴川
32	二級河川神曾根川水系	神曾根川
33	二級河川古田川水系	古田川
34	二級河川敷佐川水系	敷佐川
35	二級河川中津良川水系	中津良川
36	二級河川谷郷川水系	谷郷川
37	二級河川久吹川水系	久吹川
38	二級河川釜田川水系	釜田川
		里川
39	二級河川西流川水系	西流川
40	二級河川東流川水系	東流川
41	二級河川江端川水系	江端川

長崎県告示第750号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県長崎振興局建設部において縦覧に供する。

令和5年12月22日

長崎県知事 大石 賢吾

指定区域の名称			大園（3）	
所在地	市町名	大字	字	地番
		長崎市	大園町	

公 告

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年12月22日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入件名及び数量

- ① 長崎県長崎地区で使用する電力 予定契約電力 2,488kW、予定使用電力量 6,111,800kWh
 - ② 長崎県県北地区で使用する電力 予定契約電力 989kW、予定使用電力量 1,945,400kWh
 - ③ 長崎県県央・島原地区で使用する電力 予定契約電力 1,671kW、予定使用電力量 4,169,300kWh
 - ④ 長崎県庁舎で使用する電力 予定契約電力 2,100kW、予定使用電力量 8,243,800kWh
 - ⑤ 長崎県五島地区で使用する電力 予定契約電力 322kW、予定使用電力量 485,900kWh
- (2) 仕様等
仕様書のとおり
 - (3) 使用期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
 - (4) 需要場所
仕様書のとおり
 - (5) 入札の方法
ア 入札書に記載する金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、入札説明書にて提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価（電気料金総額）を入札金額とすること。併せて、この算出の内訳となる電気料金総額内訳書を別途で添付すること。
※入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないこととする。
イ 落札の決定は、入札書に記載した電気料金総額によって行う。
ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
エ 入札書は直接又は郵送により提出すること。この場合、代理人による入札は認められないこと。
オ 入札執行回数は1回を限度とする。
- ## 2 入札参加資格
- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - (3) 長崎県が発注する電力調達の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成26年長崎県告示第55号）に定める入札参加資格を得ていること。
 - (4) 11の開札日までの間において、長崎県電力の調達に係る環境配慮方針（令和5年12月7日改定）に基づく資格を得ていること
 - (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
 - (6) この公告の日から11の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (7) この公告の日から11の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- ## 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
- (1) 前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号
（名称）長崎県総務部管財課
（電話）095-894-3000

(提出期限) 令和6年1月29日17時00分

- (2) 前記2の(4)に掲げる資格を得ていない者で入札を希望するものは、「長崎県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

報告書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県県民生活環境部地域環境課

(電話) 095-895-2512

(提出期限) 令和6年1月29日17時00分

4 入札参加条件

当該使用期間における需要場所の電力需要に対して電力を供給できる者であること。

5 当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県総務部管財課

(電話) 095-894-3000

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

(期間) この公告の日から令和6年1月29日までの間(県の休日を除く。)

(場所) 5の部局等とする。

長崎県総務部管財課ホームページ上にも掲載する。

8 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県総務部管財課

(電話) 095-894-3000

(提出期限) 令和6年1月29日17時00分

9 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限等

(1) 提出場所 長崎県総務部管財課

(2) 受領期限 令和6年2月8日17時00分

(3) 提出方法 直接又は郵送(書留郵便により、受領期限内必着のこと。)により提出すること。なお、代理人による入札は認めない。

11 開札の日時及び場所

① 令和6年2月9日 13時30分 長崎県庁行政棟1階入札室

② 令和6年2月9日 13時50分 長崎県庁行政棟1階入札室

③ 令和6年2月9日 14時10分 長崎県庁行政棟1階入札室

④ 令和6年2月9日 14時30分 長崎県庁行政棟1階入札室

⑤ 令和6年2月9日 14時50分 長崎県庁行政棟1階入札室

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

13 代理人が開札に立ち会う場合の委任状の提出

代理人が開札に立ち会う場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は開札に立ち会うことができない。

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合を含む。）。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき（電気料金総額と電気料金総額内訳書に記載した単価・金額が整合しない場合を含む。）。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (15) 代理人が入札したとき。
- (16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (18) 内封筒に購入件名の記載がないとき。
- (19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

15 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、単価契約とする。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。
- (4) この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要

請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- ① Electricity to use in Nagasaki Prefectural facilities (Nagasaki area)
Contract:2,488kW, Estimated volume of electricity: 6,111,800kWh.
- ② Electricity to use in Nagasaki Prefectural facilities. (Kenhoku area).
Contract: 989kW, Estimated volume of electricity: 1,945,400kWh.
- ③ Electricity to use in Nagasaki Prefectural facilities. (Kenou・Shimabara area).
Contract: 1,671kW, Estimated volume of electricity: 4,169,300kWh.
- ④ Electricity to use in Nagasaki Prefectural Office Buildings
Contract: 2,100kW, Estimated volume of electricity: 8,243,800kWh.
- ⑤ Electricity to use in Nagasaki Prefectural facilities. (Gotou area).
Contract: 322kW, Estimated volume of electricity: 485,900kWh.

(2) Period of supply: From 1 April 2024 through 31 March 2025

(3) Place of supply:

- ① Nagasaki Prefectural facilities in Nagasaki area
- ② Nagasaki Prefectural facilities in Kenhoku area
- ③ Nagasaki Prefectural facilities in Kenou・Shimabara area
- ④ 3-1 Onoue-machi, Nagasaki City, Nagasaki Prefectural Office Buildings.
- ⑤ Nagasaki Prefectural facilities in Gotou area

(4) Time-limit for tenders: 5:00 p.m. 8 February 2024

(5) Date and time for the opening of tenders:

- ① Nagasaki area: 1:30 p.m. 9 February 2024
- ② Kenhoku area: 1:50 p.m. 9 February 2024
- ③ Kenou・Shimabara area: 2:10 p.m. 9 February 2024
- ④ Nagasaki Prefectural Office Buildings: 2:30 p.m. 9 February 2024
- ⑤ Gotou area: 2:50 p.m. 9 February 2024

(6) Contact point for the notice:

Public Property Management Division
General Affairs Department
Nagasaki Prefectural Government
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City, 850-8570, JAPAN Tel.095-824-1111 Ext.3000.

大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和5年12月22日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ダイレックス西諫早店
長崎県諫早市貝津町1460番7 外
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年8月6日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,768平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 66台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
建物南側 20台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物西側、南側 89平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内西側 8.99立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後10時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地西側及び東側 3箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

2 届出年月日
令和5年12月5日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び諫早市経済交流部商工観光課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

開発行為に関する工事完了（公告）

次の開発行為に関する工事は完了した。

令和5年12月22日

長崎県知事 大石 賢吾

許可日及び番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所氏名
当初許可 平成24年11月26日 長崎県指令 24建第734号	南島原市深江町甲字碓5239番2の一部、 5239番3の一部、5239番4の一部、5239番6、 5239番7、5243番、5244番1、5297番3の一部、 5250番3の一部、5250番8及び里道の一部 (2-1工区及び2-2工区)	長崎県南島原市深江町甲5292番2 株式会社 ミカド観光センター 代表取締役 堀 辰幸
変更許可（第1回） 平成28年11月21日		
変更許可（第2回） 令和5年6月23日		
変更許可（第3回）		

令和5年11月28日		
------------	--	--

開発行為に関する工事完了（公告）

次の開発行為に関する工事は完了した。

令和5年12月22日

長崎県知事 大石 賢吾

許可日及び番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
当初許可 令和4年4月15日 長崎県指令 3都第1253号 変更許可（1回目） 令和5年2月13日	長崎県西海市大島町字間瀬先1798番9の一部、1798番12の一部、1798番13の一部、1798番14の一部、1798番15の一部、1798番16、1798番17、1798番18の一部、1798番20の一部、1798番21、1798番22、1798番23、1798番24、1798番25、1798番27、1798番28、1798番39の一部、1801番7、1801番8、1801番9、1801番10、1801番11、1801番12、1801番13、1801番14、1801番15、1801番16、1801番17、1801番18、1801番19、1801番24の一部、1801番25の一部、1801番26の一部、1801番27、1801番28、1801番29、1801番30、1801番31、1806番2、1806番3、1806番4、1806番5の一部、1806番8、1806番9、1806番10の一部及び1806番14	西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷2222番地 西海市長 杉澤 泰彦

一般競争入札の実施（公告）

物品の調達について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年12月22日

長崎県知事 大石 賢吾

1 競争入札に付する事項

(1) 購入件名及び数量

長崎県内の警察施設で使用する電力

契約電力 1,822 kW

予定使用電力量 4,611,900 kWh

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 使用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 需要場所

長崎県内の警察施設（入札説明書による。）

(5) 入札の方法

ア 入札書に記載する金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、入札説明書にて提示する各施設の月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した総計（年間総価）を入札金額とすること。この算出の内訳となる電気料金総額内訳書を別途で添付すること。

※ 入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないこととする。

イ 落札の決定は、入札書に記載した電気料金の総額によって行う。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約

希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札書は、郵送により提出すること。この場合、代理人による入札は認められないこと。

オ 入札執行回数は1回を限度とする。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) この公告に定める開札日時時点で、電力調達に契約に係る競争入札の参加者の資格等（平成26年長崎県告示第55号）に定める資格を得ていること。
- (4) この公告に定める開札日時時点で、長崎県電力の調達に係る環境配慮方針（令和5年12月7日改定）に基づく資格を得ていること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) この公告の日から11の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (7) この公告の日から11の開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

(1) 資格審査申請書

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県総務部管財課（施設班）

（電話）095-894-3000

（提出期限）令和6年1月29日 17時まで

（提出方法）直接又は郵便（書留郵便により提出期限内必着のこと。）

(2) 長崎県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（以下「報告書」という。）

前記2の(4)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、報告書に必要事項を記入の上、次の提出場所へ提出すること。

報告書の入手先、提出場所及び問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県県民生活環境部地域環境課

（電話）095-895-2512

（提出期限）令和6年1月29日 17時まで

（提出方法）直接又は郵便（書留郵便により提出期限内必着のこと。）

4 入札参加条件

当該施設の電力需要に対して供給可能であること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称

（住所）〒850-8548 長崎市尾上町3番3号

（名称）長崎県警察本部警務部会計課（調度係）

（電話）095-820-0110 内線 2231

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

（期間）この公告の日から令和6年1月29日（月）までの間（県の休日を除く。）

- (場所) 5の部局等とする。
- 8 入札参加申請書の提出場所、提出期限及び提出方法
入札参加希望者は、必ず入札参加申請書(長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)を提出すること。
(提出場所) 5の部局とする。
(提出期限) 令和6年1月29日(月)17時まで
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 入札書の提出場所及び受領期限等
(1) 提出場所 5の部局等とする。
(2) 受領期限 令和6年2月13日(火)17時まで
(3) 提出方法 郵便(書留郵便により受領期限内必着のこと。)で行うこと。
- 11 開札の日時及び場所
(日時) 令和6年2月14日(水)13時30分
(場所) 長崎県長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部 3階入札室
代理人が開札に立ち会う場合は、開札日当日に委任状を提出すること。
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 12 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合
(2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。
(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
(2) 入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
(3) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
(4) 入札者が法令の規定に違反したとき。
(5) 入札者が連合して入札をしたとき。
(6) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
(7) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
(8) 入札書が所定の日時まで不到達しないとき。
(9) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札書に押印している印鑑が届出済の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。
(12) 誤字、脱字、電気料金総額内訳書の違算等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(電気料金総額と電気料金総額内訳書に記載した単価・金額が整合しない場合を含む。)

- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (15) 代理人が入札したとき。
- (16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (18) 内封筒に購入件名の記載がないとき。
- (19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、総額が最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、単価契約とする。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (4) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity to use in Nagasaki Prefectural Police facilities
Contract:1,822kW, Estimated volume of electricity: 4,611,900kWh.
- (2) Period of supply:
From 1 April 2024 through 31 March 2025
- (3) Place of supply:
Nagasaki Prefectural Police facilities
- (4) Time-limit for tender:
5:00 p.m. 13 February 2024
- (5) Date and time for the opening of tender:
1:30 p.m. 14 February 2024
- (6) Contact point for the notice:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
Finance Division
Police Administration Department
Nagasaki Prefectural Police
Tel 095-820-0110 ext 2231

監査委員公表

監査委員公表第9号

令和5年10月3日付R05-21000-00746の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年12月22日

長崎県監査委員	下田	芳之
同	砺山	和仁
同	近藤	智昭
同	饗庭	敦子

5 交 管 第 139 号
令和5年11月27日

長崎県監査委員 下田 芳之 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 近藤 智昭 様
長崎県監査委員 饗庭 敦子 様

長崎県知事 大石 賢吾
(公 印 省 略)

令和5年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置について (通知)

令和5年10月3日付けR05-21000-00746の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

令和5年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置

会計：長崎県交通事業会計 所管部局：交通局

【1 意見】

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
<p>ア 経営状況について</p> <p>令和4年度の経営成績は、総収益が53億3,023万円で、総費用は48億7,664万円、純損益は4億5,360万円となっており、前年度に比べ8億2,504万円改善している。</p> <p>改善の主な要因は、運輸収入が大幅増となったことに加えて、令和2年度に見直しを行った経営計画に沿って、投資事業の抑制、資産の有効活用、人員の見直し、各種経費の節減による収支改善を実施したほか、路線バスの効率化を図るために長崎自動車株式会社（長崎バス）と共同経営方式による長崎市域の路線バス再編などに取り組んだことによる。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響は改善傾向にあるものの、少子化による人口減少や乗務員の確保難など、今後も交通事業を取り巻く厳しい経営環境が見込まれることから、今後とも、県民生活の維持・向上を念頭に置いて、経営計画に沿った健全経営を維持することにより、公営の交通事業者として地域生活交通の確保に努める必要がある。</p>	<p>令和5年度からはじまる経営計画後期5か年行動計画を令和4年度に策定し、営業所再編やバスへの投資の再開、路線バスの効率化などに取り組むこととしており、これらを着実にを行うことで、地域生活交通の確保に努めていく。</p>
<p>イ 固定資産の売却について</p> <p>諫早バスターミナルの土地売却（建物等解体を含む）の会計処理について、土地の売却代金から土地の簿価金額を差し引いた約4億円を特別利益とし、土地に付帯する建物等の残存簿価を資産減耗費としている。</p> <p>今回の土地に付帯する建物等の会計処理については、経常的なものではなく、金額が大きいことから、営業費用の資産減耗費ではなく特別損失とすべきであったと考える。</p>	<p>今後同様な事案があった場合には、監査意見も踏まえ対応していく。</p>

5 水 対 第 199 号
令和5年11月30日

長崎県監査委員 下田 芳之 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 近藤 智昭 様
長崎県監査委員 饗庭 敦子 様

長崎県知事 大石 賢吾
(公 印 省 略)

令和5年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置について（通知）

令和5年10月3日付けR05-21000-00746の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

令和5年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置

会計：長崎県流域下水道事業会計 所管部局：水環境対策課、県央振興局

【1 指摘事項】

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
<p>ア 契約保証金について</p> <p>令和3年12月に契約した大村湾南部浄化センター主流入ゲート・機械濃縮電気設備工事の契約保証金について、長崎県公営企業の財務に関する特例を定める規則第45条等に基つき、流域下水道事業会計の預り金として会計処理すべきところ、長崎県財務規則第125条に基づく一般会計の保管金として会計処理を行っていたので、適正な会計処理を行うこと。</p>	<p>今後はこのようなことがないよう、適正な会計処理方法に関する確実な事務の引継や年度当初等適切な時期における関係職員間での事務処理方法の確認等を徹底してまいります。</p>
<p>イ 建設改良工事の前金払について</p> <p>長崎県公営企業の財務に関する特例を定める規則第38条（前金払）について、地方自治法改正（平成28年）が反映されていないので、適正な例規の管理を行うこと。</p>	<p>前金払については、平成28年の地方自治法施行規則改正の趣旨を踏まえ、特例規則を所管する会計課と協議を行った結果、必要な改正が行われ、令和5年8月15日から適用されております。</p> <p>今後も、関係法令等の改廃については十分留意し、適正な例規の管理に努めてまいります。</p>

【2 意見】

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
<p>ア 公営企業としての会計処理の徹底について</p> <p>今回の監査において、預り金として処理すべき契約保証金を一般会計の保管金として処理した事例、長崎県公営企業会計の根拠規定が改正されないまま会計処理が進められていた事例が見受けられたので、一般会計と公営企業会計を混在して処理する所属における同様の事務処理誤りの再発防止に向けて適切な対応を図られたい。</p>	<p>今後、企業会計としての事務処理については、根拠等も含めて確認を徹底いたします。</p> <p>加えて、担当者異動時の引継ぎを確実に行うとともに、年度当初に一般会計と企業会計の相違点を組織として確認し、事務処理誤りが生じないように十分留意してまいります。</p>

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学の電力調達について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和5年12月22日

長崎県公立大学法人理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

長崎県立大学佐世保校で使用する電力

契約電力 800 k W

年間予定使用電力量 1, 545, 000 k W h

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 供給期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

(4) 供給場所

長崎県佐世保市川下町123 長崎県立大学佐世保校

(5) 入札の方法

ア 入札書に記載する金額は、入札説明書に示す予定契約電力及び使用電力量に応じた基本料金の単価及び電力料金の単価により算出した年間の合計金額とし、この算出の内訳となる電気料金総額内訳書を別途で添付すること。

イ 落札の決定は、入札書に記載した電気料金の総額によって行う。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) ア又はイに該当する者であること。

ア 長崎県が発注する電力調達の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成26年長崎県告示第55号）に定める資格を得ていること。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格を得ていること。

(3) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、4の部局へ提出すること。

なお、審査の結果については、以下の提出期限の日から8の入札期日までの間に文書で通知する。

（申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先）4の部局とする。

（提出期限）令和6年1月15日（月）17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123

（名称）長崎県公立大学法人事務局総務課総務グループ

（電話）0956-47-2191

5 契約事項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付期間及び場所

(期間) この公告の日から令和6年1月9日(火)17時00分までの間(大学の休日を除く。)

(場所) 4の部局とする。

(受領) 入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

郵送不可。

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札・開札の場所及び期日等

(期日) 令和6年1月24日(水) 15時00分開始

(場所) 長崎県立大学佐世保校地域交流棟1階402グローバルエリア

入札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

10 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

11 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

(6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。

(9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。

(11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(12) 入札書的首標金額が訂正されているとき。

(13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12 落札者の決定方法

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、単価契約とする。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五)二二一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏弥
クイックプリント